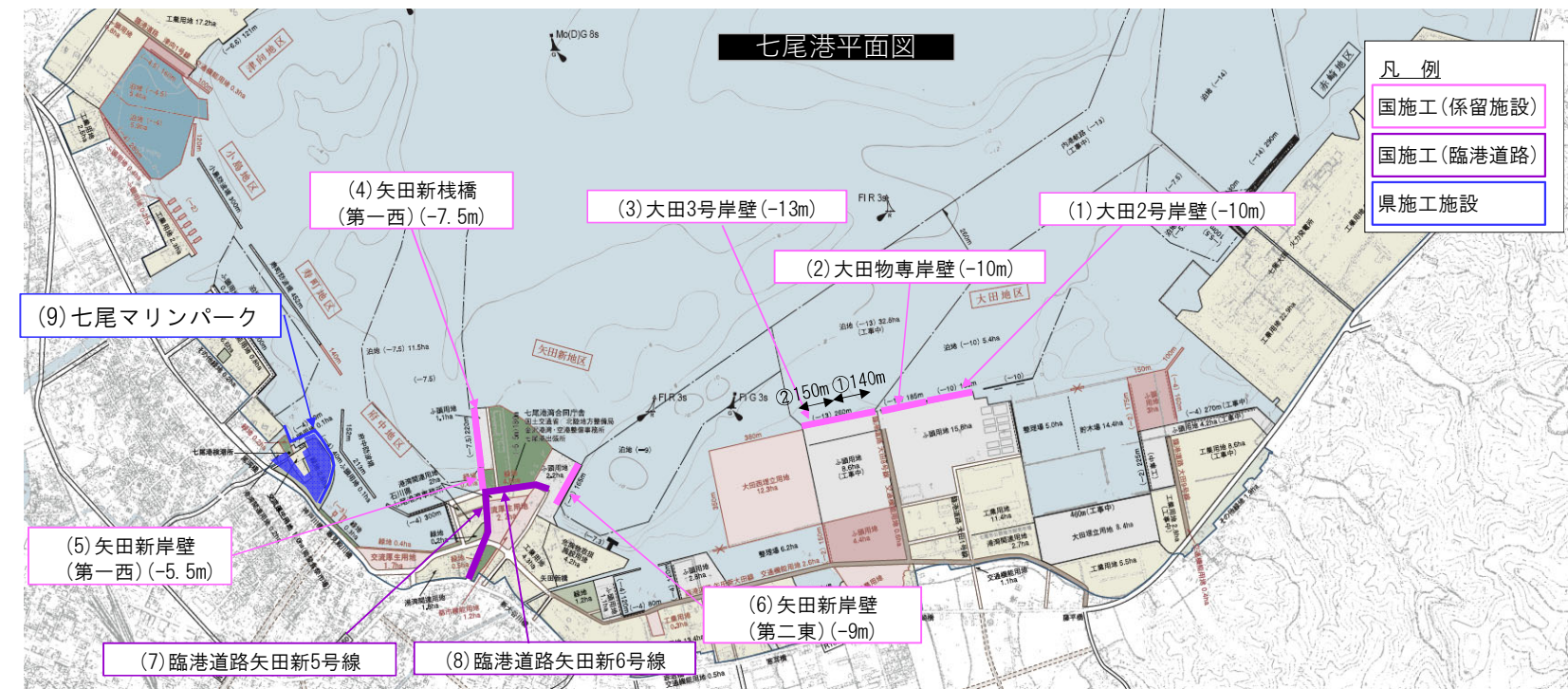




【大田地区】

- 当面、大田3号岸壁(-13m)を暫定利用しつつ、令和6年12月から大田2号岸壁(-10m)及び大田物専岸壁(-10m)の復旧工事を開始。
- 大田2号岸壁の供用後、大田3号岸壁①140mの復旧工事をを行う。また、大田3号岸壁の①140m部分供用後、残り②150mの復旧工事をを行う。
- 令和8年1月～3月頃、大田2号岸壁、大田物専岸壁、大田3号岸壁の全延長供用を目指す。
- なお、大田2号岸壁の供用は令和7年4月～6月頃、大田3号岸壁①140mの部分供用は令和7年10月～12月頃を目指す。

【矢田新地区】

- 当面、矢田新棧橋(第一西)(-7.5m)及び矢田新岸壁(第二東)(-9.0m)を暫定利用。令和6年12月から矢田新棧橋(第一西)及び矢田新岸壁(第一西)(-5.5m)の復旧工事を開始。
- 令和7年4月～6月頃から矢田新岸壁(第二東)(-9.0m)の復旧工事をを行う。
- 令和8年1月～3月頃、矢田新棧橋(第一西)、矢田新岸壁(第一西)、矢田新岸壁(第二東)の全延長供用を目指す。
- なお、矢田新岸壁(第一西)の供用は令和7年1月～3月頃、矢田新岸壁(第二東)及び矢田新棧橋(第一西)の供用は令和8年1月～3月頃を目指す。

施設名等	現状	復旧の見通し（目標）
【国施工(係留施設)】 (1)大田2号岸壁(-10m) 185m	利用不可	令和7年4月～6月頃（全延長供用）
(2)大田物専岸壁(-10m) 185m	利用不可	令和8年1月～3月頃（全延長供用）
(3)大田3号岸壁(-13m) 290m（内、取付け30m）	暫定利用可 （令和7年4月～6月頃まで 290m） （令和7年4月～6月頃から令和7年10月～12月頃まで ②150m）	令和7年10月～12月頃（①140m 部分供用） 令和8年1月～3月頃（全延長供用）
(4)矢田新棧橋（第一西）(-7.5m) 220m	制限付き暫定利用可 （令和7年1月～3月頃まで 220m） 1）慎重に接岸させること。 2）陸側から海側への強風等による牽引力に注意し、棧橋上部工の変位発生等異常が見られた場合には速やかに離岸すること。 3）エプロン部及び渡版部（あわせて岸壁法線から約11m程度）には重量物を載せないこと。	令和8年1月～3月頃（全延長供用）
(5)矢田新岸壁(第一西)(-5.5m) 60m	利用不可	令和7年1月～3月頃（全延長供用）
(6)矢田新岸壁(第二東)(-9m) 165m	制限付き暫定利用可 1）慎重に接岸させること。 2）陸側から海側への強風等による牽引力に注意し、棧橋上部工の変位発生等異常が見られた場合には速やかに離岸すること。 3）棧橋の上部（岸壁法線から約10m）には重量物は載せないこと。	令和8年1月～3月頃（全延長供用）
【国施工(臨港道路)】 (7)臨港道路矢田新5号（9×327m） (8)臨港道路矢田新6号（9×250m）	—	令和8年1月～3月頃（供用）
【県施工施設】 (9)七尾マリナーパーク	—	令和8年1月～3月頃（段階的に復旧）

※本資料は、現在想定している各施設の工事着手の見通し及びスケジュールの目標であり、今後の各施設の設計、関係者調整、工事等の進捗状況により変わる可能性があります。今後、随時更新予定です。